

- ・前掲の表で、社会福祉施設体験と特別支援学校体験の間で実施人数に違いがあるのは、体験の取止めがあったためである。社会福祉施設体験で3件（名）、特別支援学校体験で7件（名）であった。主な理由は、本人の希望・事情（家庭事情、進路変更等）によるものであるが、直前指導を無断で欠席したために取り止めの措置となった学生が3名、体験自体を無断で欠席した者が1名あり、残念であった。

【令和2年度実施に向けて】

- ・12月13日（金） 介護等体験専門委員会開催
- ・1月15日（水） 介護等体験オリエンテーション（教育学部学校教育教員養成課程）
- ・22日（水） // （教育学部養護教諭養成課程，人文社会科学部，理学部）



社会福祉協議会担当者講話



資料ビデオ（DVD）視聴

- ・2月13日（木）、19日（水） 介護等体験事前指導

事前指導については、本年度から教職課程の新カリキュラムにおいて必修となった「特別な支援を必要とする子どもの理解と支援」が1年次向けに開講されたため、この授業の履修をもって事前指導における「講義」を兼ねることとした。ただし、同授業において学修成果（成績）が不十分と判断された学生については、「補習」の時間を設けた。

一方、人文社会科学部・理学部で次年度に介護等体験を行う学生は2年次であるため、上記授業は履修できない。このため、上記2学部の学生に対しては、昨年度に行った事前指導のVTRを用いた「ビデオ講義」として実施した。教育学部の「補習」対象者もここに参加させ、追加の学修の機会とした。

そして、車椅子の操作（介助）を中心とする体験活動を、学部（人・理）、課程・コース・選修（教育）ごとに分かれての体験活動を行った。この方法では、学生の所属単位ごとに担当する教員がその体験活動に立ち会い、安全に留意するとともに、態度面や行動面での指導をより密接な形で行うことができた。

多くの学生が体験に真摯に取り組み、その意義を感じて、その後の学修一般や教員を目指す上での心構えの形成に生かそうとしている姿が見られる。今後も各学部の担当者（専門委員会委員を中心とする）との話し合いを重ねながら、施設・学校、学生・大学の両者にとって意義深い体験となるよう、運営に取り組んでいきたい。